○財務省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び国税庁の定員）			（本省及び国税庁の定員）		
第一条　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一六、六二七人		本省	一六、四六四人	
国税庁	五五、九八〇人		国税庁	五五、九五三人	
合計	七二、六〇七人		合計	七二、四一七人	

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一六、六六四人とする。

○財務省令第十四号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再保険契約）	（再保険契約）
第一条の三　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆七千三百三十九億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち二千六百六十一億円を超える部分の金額から二百八十九億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。	**第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆五千四百六十三億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち千五百三十七億円を超える部分の金額から百三十四億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○文部科学省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、七二九人」を「一、七三四人」に改め、同表スポーツ庁の項中「一二〇人」を「一一八人」に改め、同表合計の項中「二、一五〇人」を「二、一五三人」に改める。

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一、七五四人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。